

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正にあたって(談話)

二〇〇一年三月三〇日

日本高等学校教職員組合 中央執行副委員長 石川諭紀子

本日、参議院本会議において、内閣提出の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の「一部改正案」が連立与党の賛成により可決成立した。その内容は、三〇〇〇万署名をはじめとする国民的世論や運動を無視し、三〇人学級の実施や抜本的な教育条件の改善を怠ったものであり、私たちはこれをきびしく批判し、抗議する。

しかし、民主党、日本共産党、社会民主党、無所属の会の野党四会派により、小中学校および高校の三〇人学級を基本とする法案の共同提案が実現し、国会の場で子どもと教育をめぐる論議が深められ、三〇人学級はじめ教育条件の改善がきわめて重要かつ正当な課題解決の方向であることが明らかにされた。これは、私たちのこれまでのとりくみに確信を与え今後の運動に大きな展望をひらくものとなった。

「改正」高校標準法の重大な問題点は、教職員定数の算定基準を生徒「収容定員」におき、習熟度別授業に関する加配定数を若干加算して、教職員配置の効率的削減と能力主義教育の推進をねらっていることである。また、職業学科や通信制高校の教職員および事務職員の定数改善はなく、現業職員、図書館職員、通信制の養護教諭などの法的位置づけにも触れておらず、教職員の切実な要求と運動に全く応えていない。その一方で、教頭の複数配置を拡大し、いっそう管理体制の強化を意図している。

さらに、「教職員定数を再任用の短時間勤務職員や非常勤講師に換算する」条項を新設したことは大きな問題点である。文部科学省は、常勤の教職員をどの程度「換算」するかは都道府県教育委員会の判断としているが、こうした「定数くずし」の拡大は、教職員の集団的な論議や協力による教育活動をむずかしくするとともに、教職員の身分や勤務条件の安定的な確保を困難にするなど、公教育のリストラ、安上がりの教育に道をひらき、学校教育にきわめて重大な影響をもたらすものである。

今回の法改正は総じて、教職員定数の効率化・削減、および低賃金の再任用短時間職員や非常勤講師の多用を通して、学校のあり方を大きく変質させるとともに、学校間競争の激化と学校管理体制の強化をねらうものであり、私たちはこれをきびしく批判する。

しかし一方、「改正」高校標準法は、高校においても学級編制の基準を地方自治体の判断で四〇人以下にできることを明確にした。これは、二年におよぶ三〇〇〇万署名運動をはじめ、全自治体の約一%におよぶ自治体決議、PTA会長による賛同署名などのひろがり、少なくない自治体で少人数学級を実施させてきたことなどを反映したものであり、教職員と父母・地域が一体となった運動の成果である。また、高校・障害児学校の養護教諭の複数配置が改善されたことは、子どもたちの健康や成長・発達をめざしゆきとどいた指導・援助を保障するために、ねばり強い運動を積み重ねてきた成果である。

日高教は、「改正」高校標準法のこれらの積極的な改善部分の前倒し実施を要求する。また、教頭複数配置の拡大ではなく現場の要求に基づき教諭を確保すること、定数内教職員や学校運営に必要な職種の教職員を専任で確保し、再任用教職員は定数外でおくことを保障するよう要求する。

日高教は、自治体が独自の判断で三〇人学級を積極的に実施するよう、地域からの運動をいっそう強めるとともに、学校現場の論議や生徒・父母の理解と協力のもとに、必要な教科での少人数指導を創意工夫する。そして、文部科学省が、道府県自治体の自主的な少人数学級編制や、学校現場の自主的な教育課程づくりと教職員定数要求を尊重し、保障することを求めるものである。

国会審議の中で、文部科学大臣は「未来永劫、三〇人学級を否定するものではない」と答弁した。日高教は、これまでの運動の到達点を多くの父母・教職員の確信としてひろげるとともに、国の責任で三〇人学級を早期に実現することや教育条件の改善を求め、父母・地域と共同して三〇〇〇万署名をはじめ、自治体との合意づくりなどの運動をすすめていくことをあらためて表明する。